

八代市立鏡中学校 部活動規定

1 目的

この規定は鏡中学校部活動育成会規約第5条と連携し、部に関する必要事項を定めることを目的とする。

2 参加資格

部の参加者は、鏡中学校に在籍する生徒とする。

3 入退転部手続き

- (1) 入部希望者は入部届・承諾書を部長に提出し、校長の承認を受ける。やむを得ず退部する時も同様とする。
- (2) 入部の有効期間は1年間とする。
- (3) 転部は1年間認めないものとする。ただし、諸事情によりやむを得ず転部するときは、部長・保護者とよく相談して行うこと。

4 会費

会費は鏡中学校部活動育成会第11条と連携し、まかなわれる。

5 部の設置

- (1) 活動に必要な部をおく。活動期間は1年単位とする。
- (2) 部の新設・廃部は校長が決定する。（部の廃部・休部については別に定める）
- (3) 平成31年度は次の部を置き活動する。

野球（男・女）	サッカー（男・女）	陸上競技（男・女）
ソフトテニス（女子）	バレーボール（男子）	
バレーボール（女子）	卓球（男子）	卓球（女子）
バドミントン（女子）	バスケットボール（女子）	柔道（男・女）
剣道（男・女）	吹奏楽（男・女）	美術（男・女）

6 指導者（部長・教員外指導者）

- (1) 各部に部長を置く。部長は学校職員とする。
- (2) 部長は運営面の全般的世話をする。
- (3) 部次第では学校外指導者を置いてもよい。
- (4) 教員外指導者は校長に委嘱された人格的に優れた人物であることとする。
- (5) 教員外指導者は技術指導のみを行い、部の運営には干渉しない。

7 校内委員会等の設置

教職員、保護者、地域の方々等で構成した校内委員会を設置し、適正な運動部活動の推進を図るために、各部活動の実態に応じて会議等を実施する。

8 練習時間

練習日、練習時間については、事前に計画書を提出し、校長の承認のもと、顧問が作成した計画に基づいて行う。その際、「はばたけ、八代っ子（平成30年度8月改訂）」に基づき計画を立てることとする。特に以下の点に留意すること。

- (1) 部の活動日数は原則として週5日以内とする。休養日は平日1日以上、週末（土曜日及び日曜日）1日以上の週2日以上を設定し、生徒のバランスの取れた生活や成長からみて無理のない範囲で活動する。
- (2) 部の練習時間は原則として平日は長くとも2時間程度、土曜日、日曜日、祝日、長期休業日は長くとも3時間程度とする。また、次に示した時間をめやすとして活動を終了する。ただし、試合前等活動時間を延長する場合は校長及び保護者の承諾を得ること。
1 1月中旬～ 1月・・・～18:00 2月～ 4月・・・～18:30
5月～ 9月・・・～19:00 10月～11月中旬・・・～18:30
- (3) 中間・期末テスト3日前より活動を休止する。ただし、公式試合等でどうしても必要な場合は校長の承諾を受ける。
- (4) 中学校総合体育大会前の活動時間については別途考慮する。

9 競技会・発表会への参加

競技会、発表会、練習試合、合同練習会等へ参加する場合は、事前に引率計画書を提出し、校長の承認を受ける。その際、「はばたけ、八代っ子（平成30年度8月改訂）」に基づき計画を立てることとする。特に以下の点に留意すること。

- (1) 競技会・発表会の範囲については、原則として県域内とする。
- (2) 練習試合及び合同練習会については、生徒の発育発達からみて月3回以内とする。
- (3) 中学校体育連盟主催大会（年1回）及び共催大会（年2回）以外の大会出場参加目安は年間で10大会以内とする。

10 生徒の安全確保

練習及び練習試合の実施については、生徒の安全確保を最優先する。気候変動等により生徒の安全を確保できない場合は、活動の中止や計画の見直しなど適切に対応する。特に夏季においては、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）や気象庁が発表する情報等に十分留意する。気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における活動は原則行わないこと、落雷等の危険がある場合はためらうことなく屋外での活動の中止や延期を行うこととする。

また、大会等への参加についても同様とする。

11 規定の改訂

この規定の改訂は部長会にておこない、校長の承認を受ける。

鏡中学校部活動指導・育成方針

指導・育成方針

1. 目標：

部活動を通じて、生徒に楽しく運動・活動する機会を与えると共に、鏡中学校の教育活動に準じた指導の下、部活動の練習及びルールを通してスポーツ・文化に対する正しい理解と関心を高め、併せて健全な心身の発達を図ることを目標とする。

2. 基本方針：

1) 積極性

自ら進んで積極的にそして楽しく活動できる生徒を育てる。

2) 礼儀

挨拶や返事がきちんとできる生徒を育てる。

3) 協力

個人技能の習得及び向上を目指すとともに、仲間と協力することの重要性を理解させ、全員が協力して活動できる生徒を育てる。

4) 自主性

各個人それぞれが自らの考えを持ち、それを表現できる環境を作り、積極的な生徒を育成する。

5) 創意工夫

勝利至上主義とはならないが、勝利を目指すことも一つの目標とする。勝利は各個人の練習・活動への意識を高める大きな要素であり、また部活動会員全体の結束を強めることも事実である。勝つ為に考え、工夫できる生徒を育てる。

6) 尊敬

相手や審判・指導者や協力者を尊敬できる生徒を育てる。

指導者の心得

3. 指導者の心得：

1) 生徒を1人の人間として尊重し、生徒の成長と安全を優先させる。

2) 生徒の言葉に耳を傾け、行動を観察し、大きく褒める。

3) 生徒を励まし、勇気づける指導を行う。

4) 誰にでもチャンスを与える指導を行う。

5) 指摘や指示だけでなく、考えさせる指導を行う。

6) 目的や個々の能力に合った練習・活動を取り入れ、過剰、不必要な練習は行わない。

7) 体罰は用いない（本校における体罰の定義については別途定めるものとする）。

4. 指導者謝礼及び旅費：

指導者謝礼及び休日旅費の支給については別に定める。

解任

5. 解任：

校長は、ふさわしくないと認められる者に対し、指導者を解任することがある。

2018年4月1日より施行